

報 告 第 3 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月19日提出

新居浜市長 石川 勝 行

和 解 に つ い て

写

処 分 書

専 決 第 26 号

和 解 に つ い て

不法侵入及び窃盗により旧新居浜市清掃センターの火災通報装置の電源等が損傷した事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年12月5日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

平成25年8月11日から同月16日にかけて、相手方が旧新居浜市清掃センター（新居浜市観音原町乙138番地の1）に不法に侵入し、火災通報装置の電源を損傷させ、及び電気ケーブルを切断して約186キログラムの銅線を窃盗した。

3 和解の内容

(1) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件について著しく迷惑をかけたことを深く反省し、謝罪する。

(2) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件による損害賠償金等として次の金員の合計 17万4,270円の支払義務があることを認める。

ア 損傷した火災通報装置の電源に係る修繕費 3万5,700円

イ 窃盗した電気ケーブル約186キログラムに係る損害賠償金 13万8,570円

(3) 相手方(連帯保証人)は、この契約に基づき、相手方の負担する一切の債務について、相手方と連帯してその責に任ずるものとする。

(4) 相手方又は相手方(連帯保証人)は、新居浜市に対し、第2号の合計金員17万4,270円を平成25年12月26日限り、新居浜市の発行する納入通知書により支払う。

(5) 新居浜市は、その余の請求を放棄する。

(6) 新居浜市と相手方及び相手方(連帯保証人)の間には、本件事件に関し前各号に掲げるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。